

月報私学

5

2022
VOL.293



長門高等学校は、山口県長門市にある全日制（普通科・商業科）と通信制を持つ学校で、1956年に設立されました。附属には幼稚園と自動車教習所があります。創立以来、地域に根差した教育を目指し、社会の即戦力となる人材の育成に努めています。2021年にはより充実したICT教育を提供するために新校舎が建設され、生徒が主体的に学べる環境を整えました。

写真提供 学校法人長門高等学校 長門高等学校（山口県長門市）

CONTENTS

● 私学事業団融資のご案内	2
● 「令和4年度 学校法人等基礎調査」のご案内	5
● 報酬等の報告に関するQ&A	6
● 報酬等の電子媒体による報告を利用してください／国民年金第3号被保険者にかかる手続き	7
● 令和4年度の年金額	8
● 加入者貸付のご案内	9
● 共済定期保険・積立共済年金 令和4年度前期募集	10
● 令和4年度 生涯生活設計セミナーの開催	11
● 令和4年度 第1回私学共済事務担当者研修会／接骨院・整骨院の施術を受けるとき	12
● 加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)／私学共済ホームページ ログインページのご案内 私学共済ホームページ 契約施設検索機能を活用してください	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

私学事業団融資のご案内

融資部 融資課

私学事業団では、私立学校の校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業など私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利などは本誌3頁の一覧表をご覧ください。

ここでは、融資制度についてご案内します。

ご相談は随時承っています

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。新たな借入希望がございましたら、融資の担当窓口（本誌4頁参照）までお気軽にご相談ください。

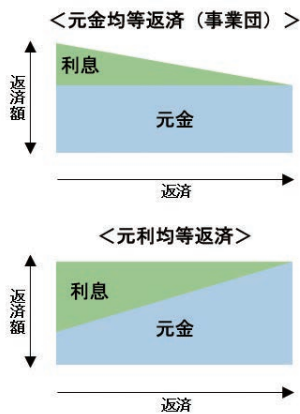
融資契約と金利

本事業団では「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。

金利は毎月見直しを行っており、契約時の金利を適用します。なお、契約時の金利が償還完了まで変わらない固定金利となっています。

返済方法

本事業団では元金を借入年数で均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済を採用しています。この返済方法では元金残高が早く減るため、元金と利息の合計を均等に返済する元利均等返済よりも返済総額が少なくなります。



元金の返済は毎年一回（9月もしくは3月）です。利息の支払いは年二回（9月及び3月）の後払いとなっています。

返済期間と据置期間

返済期間と据置期間（注）は融資費目ごとに設定されている年限の範囲で自由に設定いただけます。なお、返済期間によって適用金利が変わります。詳しくは本誌3頁をご覧ください。（注）据置期間：利息のみの支払期間

担保物件

原則として、学校法人等所有の土地及び当該土地上の建物を担保として提供していただきます。その際、本事業団の抵当権を第一順位とすることが条件となり、担保提供予定の物件に本事業団以外の抵当権がすでに設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を事業団に譲ることについて合意いただく必要があります。

担保評価については、土地のみを対象とし、本事業団で定められた方法により評価を行います。

連帯保証人

原則として、学校法人等の理事長に連帯保証人となっていただきます。償還確実性に問題がなく、所定の条件を満たしている場合は連帯保証人が免除されます。

融資の上限額

融資額は、次の①～③のうち最も低い金額を上限とします。

① 事業査定額

対象事業費 × 融資率

対象事業に対し、補助金が交付されている場合には事業費から補助金を除いた額に融資率を乗じます。

融資率は建物建築の場合80%、建物改修の場合75%など、対象事業によってそれぞれ設定されております。

② 資産査定額

純資産の部合計 × 30%

直近決算書の貸借対照表より、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた額に30%を乗じた額が資産査定額となります。

③ 担保査定額

提供担保物件評価額 × 担保率

担保評価は前述のとおり、土地のみを対象として事業団で計算します。

担保率は80%以内となっており、審査によって決定します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎ 03(3230)7862～7864

7866～7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp

■ 主な対象事業と融資金利、借入期間

	主な対象事業	対象学校	借入期間	金利 (令和4年4月現在)
助成業務 一般施設費	校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂などの新築・増築・改修・買収する事業 校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業	大学院 大学 短期大学 高等専門学校 中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園 専修学校 各種学校	30年以内 【据置期間2年以内】	1.10%
			20年以内 【据置期間2年以内】	0.80%
			10年以内 【据置期間2年以内】	0.50%
			6年以内 【据置期間1年以内】	0.45%
教育環境整備費	校教具等の整備に必要な資金	特別支援学校 幼稚園 認定こども園 専修学校	5年6か月以内 【据置期間6か月以内】	0.33%
	教育環境を充実させる等経営に必要な資金	大学院 大学 短期大学 高等専門学校 中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園 専修学校		
	大型設備・情報技術の整備等に必要な資金	大学院 大学 短期大学 高等専門学校 中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園 専修学校	10年以内 【据置期間2年以内】	0.50%
特別施設費	寄宿舎・合宿所・教職員住宅・大学病院等の建築・改修事業 そのための土地の買収等	大学院 大学 短期大学 高等専門学校 中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園 専修学校	30年以内 【据置期間2年以内】	1.20%
			20年以内 【据置期間2年以内】	0.90%
			10年以内 【据置期間2年以内】	0.60%

(注) 金利は毎月見直しています。最新の金利及び上表以外の事業の金利は、私学事業団ホームページで確認してください。

耐震化事業に対する利子助成制度について

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。

	対象事業	対象学校	利子助成率
耐震改築事業	取り壊しを伴う建替え事業 (取り壊す建物のIs値が0.7未満であること)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校	【Is値0.3未満の場合】 ▶1～3年目 融資金利と同率 ▶4～20年目 融資金利－0.5%
		専修学校、各種学校	【Is値0.3以上0.7未満の場合】 ▶最大20年間 融資金利－0.5%
	耐震化促進のための補助金の対象となるもの	幼稚園、認定こども園	▶最大20年間 融資金利－0.5%
耐震改修事業	防災（耐震）機能強化に係る補助金の対象となった改修事業（非構造部材を含む）	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校	▶最大20年間 融資金利－0.5%

幼稚園・認定こども園に対する融資条件の一部優遇について

令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、以下のとおり①事業査定額及び②資産査定額の上限額が引き上げられます。

		従来	令和4年度
①事業査定額	建物建築 土地購入	対象事業費 × 融資率 80%	対象事業費 × 融資率 95%
	建物改修	対象事業費 × 融資率 75%	対象事業費 × 融資率 95%
②資産査定額		純資産の部合計額 × 30%	純資産の部合計額 × 40%

融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資部 融資課）

学校所在地ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

都道府県	担当窓口
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 ☎03 (3230) 7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 ☎03 (3230) 7866～7868
FAX 03 (3230) 8570（融資課共通） Eメール yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）	

「令和4年度 学校法人等基礎調査」のご案内

— 私学事業団ホームページ掲載の調査票等をご活用ください —

私学経営情報センター 私学情報室

「学校法人等基礎調査」は、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

対象は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者となります。

本調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』（注）として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

（注）『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校の集計データも掲載しています。

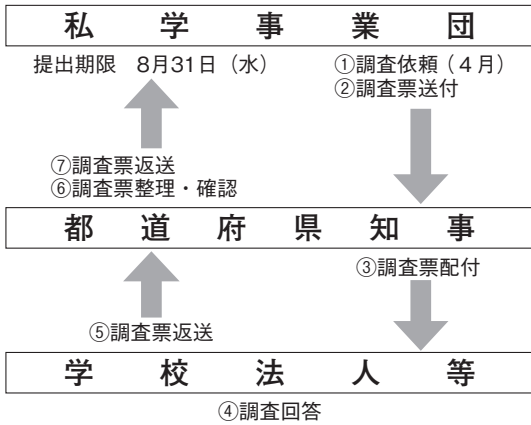
助成業務

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的とします。

なお、この調査で得た情報は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票等のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査票様式（エクセル形式）、記入例及び説明書は、私学事業団ホームページからダウンロードすることができま

調査票のダウンロードから提出までの流れ

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<https://www.shigaku.go.jp/>)
- (2) 「助成業務のご案内」をクリック
- (3) 「経営支援・情報提供」をクリック
- (4) 「令和4年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- (5) 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- (6) データの入力・印刷
- (7) 各都道府県に1部提出
(都道府県の定めた期限までに提出ください)

ダウンロードすることができます。

調査票は、ダウンロードした様式にパソコンで入力・印刷、もしくは各都道府県から送付された様式に記入のいずれかの方法で作成してください。

なお、いずれの場合も、必ず今年度の調査票をご利用いただき、同説明書の「提出前の最終確認」に従って内容をご確認のうえ、都道府県へ1部ご提出ください。

大学法人・小学校法人の皆様へ

基礎調査票e-マネージャ・「私学情報提供システム」等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいている「学校法人ポータルサイト」における、「基礎調査票e-マネージャ」「私学情報提供システム」「電子窓口」等については、原則として、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等で休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

報酬等の範囲

Q1 報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

A1 報酬及び賞与（以下「報酬等」といいます）は、実際に提供された勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて含まれます。

また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の提供（現物給与）を受けている場合も報酬等に含まれます。

Q2 退職手当は報酬等に含まれますか。

A2 退職手当は、退職時に一括して支払われる場合は、報酬等に含まれません。ただし、毎月の給与や賞与に上乗せして前払いされる場合は、加入者の通常の生計に充てられる経常収入と扱うことが妥当であるため、報酬等に含まれます。

Q3 処遇改善手当は、報酬等に含まるべきですか。どのように報告すればよいですか。

A3 処遇改善手当も報酬等に含まれます。ただし、支給方法によって報告方法が異なります。

毎月、一定額を給与に含めて支給する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書^{DL}」等の提出時に報告してください。年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書^{DL}」に賞与区分「その他の手当」として報告してください。

資格取得時

Q4 資格取得時の報酬月額はどういうに報告したらよいですか。

A4 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、月平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告します。

なお、月途中で資格取得した場合も、すべての報酬を月収換算した額で報告してください。

実績によって報酬が変わる場合は、取得月の前月1か月間にその部署で同じような業務に就いて同じような報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。日給、時給なども同様に取り扱いします。

Q5 資格取得時に届け出た報酬月額と、取得後に実際に支払った額が違う場合、訂正は必要ですか。

A5 日給者や時給者の実際の出勤日が異なった場合や、実績に応じて支払う非固定の給与の見込みの誤りにより報酬月額が相違した場合は、訂正の必要はありません。固定の給与の算定誤りがあった場合は、**Q13**を参照して訂正してください。

随時改定

Q6 給与計算期間の途中で昇給・降給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

A6 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分を確保された月（※）を起算月として扱います。その月以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。

※昇給・降給を反映した支払い基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月となります。

【例】当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合→翌々月を起算月とします。

Q7 週及してベース改定や諸手当の支給を行った場合、随時改定の起算月はいつになりますか。

A7 実際に差額支給のあった月を起算とします。ベース改定された月や、

本来の支給開始月まで遡っての随時改定にはならないので、注意してください。

Q8 変動月を含む3か月の間に、通勤手当のように数か月分まとめて手当を支給した月がある場合、どのように報告すればよいですか。

A8 当該手当を1か月分に割り戻して報告に含めてください。

産休・育休終了時改定

Q9 起算月を教えてください。

A9 休業終了日の翌日が属する月を起算月とします。当該月の報酬の支給がない場合や、支払基礎日数を満たさない場合でも、その月が起算月となりますので注意してください。

Q10 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべて支払基礎日数が17日（短時間労働加入者にあつては11日）を満たさないと改定はできないのですか。

A10 産休・育休終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月以上は支払基礎日数が基準に満たしている必要があります。このため、3か月すべて満たしている必要はありません。

即時改定

Q11 即時改定は、定年退職時の1回のみしかできませんか。

A11 即時改定の要件に該当すれば、回数制限はありません。

【例】定年退職後に再雇用され、その契約が一旦終了した後に一日の空白もなく再度雇用された場合↓報酬が1等級以上変更になれば対象となります。

全般

Q12 各種改定届の提出が改定月の10日の期日を過ぎてしまいました。提出は可能ですか。また、いつから改定されますか。

A12 期日を過ぎても受け付けますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性があります。できるだけ速やかに提出してください。

また、遡及する期間が長い場合は別途遅延理由書等の提出が必要です。報酬月額改定は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。

Q13 定時決定や、標準報酬月額改定、資格取得の際に報告した報酬月額が誤っていた場合、どのようにすればよいですか。

A13 「報酬月額訂正申出書」に記入して提出してください。

※詳細は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ▼資格関係」をご覧ください。

報酬等の電子媒体による報告 を利用してください

業務部 資格課

●電子媒体により報告できる書類

資格関係書類のうち、次の①～④の書類は、電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）での報告が可能です。

- ① 定時決定の「標準報酬基礎届書」
- ② 賞与等支給時の「賞与等支給報告書」
- ③ 随時改定の「標準報酬月額改定届書」
- ④ 資格取得時の「資格取得報告書」

●報告する際に利用するツール

私学共済ホームページ「事務担当者用ページ▼資格関係▼電子媒体での申請」で詳細を確認のうえ、「電子媒体作成機能」をダウンロードして利用してください。

●注意

- 電子媒体報告への切り換えに申請・承認は不要です。
- 提出する前に必ず「電子媒体作成機能」でチェックしてください。
- 右記①②の書類は、電子媒体で報告すると、その後は電子媒体届出校として取り扱い、私学事業団から様式用紙の事前送付はしません。報告漏れに注意してください。
- 電子媒体での報告を取りやめ、様式用紙の送付を希望する場合、①は4月末まで、②は支給予定月の2か月前までに文書で申し出てください。

国民年金第3号被保険者にかかる手続き

業務部 資格課

●第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請を行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届」（以下「第3号届」といいます）も提出してください。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることができます。

●第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を満たした日となります。ただし、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日が異なる場合もあります（被扶養者認定申請が事由発生日後30日を経過し、事由発生日からの認定ができなかった場合等）。

第3号の資格取得年月日は、お近くの年金事務所に確認してください。

●海外特例にかかる手続き

日本に住民票がなく、海外に居住している配偶者は第3号になることができます。ただし、国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合は、

「第3号届」により届け出をすることと第3号となることができます。

帰国したときも届け出が必要となりますので、注意してください。

●第3号の資格喪失にかかる手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠いた場合、第3号の資格も喪失します。

・配偶者の死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）の場合は「第3号届」と「被扶養者取消申請書」を提出してください。

・その他の事由、例えば配偶者の就職・収入増、離婚等で被扶養者の要件を欠くときは「被扶養者取消申請書」のみ提出してください。

●「第3号届」を提出すると

本事業団で受け付けた「第3号届」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構が学校法人等へ照会することがあります。照会に対しては日本年金機構に直接回答してください。なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査にはおおむね2～3か月を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響します。届け出漏れ等がないよう注意してください。

令和4年度の年金額

年金額は0・4%の引き下げ

年金部 年金第一課

令和4年4月1日に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第115号）」、その他関係政令が施行されました。

これに伴い、4年度の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

4年度の年金額は、前年度から基本的に0・4%の引き下げとなります。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果が異なります。今年度の年金額が、前年度の年金額に比べて必ず0・4%引き下がるわけではありません。

また、年金の種類や加入者記録によつては、年金額が減額にならないことがあります。

年金額改定の考え方

●年金額の改定ルール

年金額は、物価や賃金の変動に合わせて毎年度改定するしくみです。しかし、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金の

変動が物価の変動を下回る場合には、賃金の変動に合わせて改定することになっています。

また、マクロ経済スライド（注1）による調整が併せて導入されています。

●今年度の年金額の改定

総務省から、令和3年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比0・2%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はマイナス0・4%でした。

このため、今年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（マイナス0・4%）を基準に改定することになり、前年度から基本的に0・4%の引き下げとなります。

また、物価や賃金の変動がマイナスの場合、マクロ経済スライドによる調整を行わないことになっているため、今年度の年金額改定においては発動しません。マクロ経済スライドの未調整分（マイナス0・3%）（注2）は翌年度以降に繰り越されます。

注1 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動や平均余命の伸びに基づき、物価や賃金の変動がプラスの場合に上昇す

る改定率を抑えるものです。

注2 3年度のマクロ経済スライドの繰り越し分（マイナス0・1%）と、4年度のマクロ経済スライドの未調整分（マイナス0・2%）の合計です。

年金額の通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。

改定後の年金額の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

●「改定通知書」が送付されていない人

後日「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢厚生年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付しません。

●4年3月以降に退職した人

「改定通知書」はすべての年金受給権者分を一斉に作成しています。「改定通知書」の作成時点で私学事業団が退職を確認できていない場合、停止の事由は「在職中」のままになっています。本事業団で退職の確認ができ次第、改めて在職中の停止を解除した通知書を送付します。

●年金額の算定期間を改定するとき

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私立学校等に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生後の加入期間を年金額の算定期間に反映するタイミングは次の①～④のいずれかになります。

- ①退職したとき
- ②65歳に到達したとき
- ③毎年9月1日（65歳以上の人に限り、ます）（注）

注 4年4月施行の法律改正により、65歳以上の人は、毎年9月1日に在職中の場合、10月分から年金額を改定することになりました。

④70歳に到達したとき（在職中であっても年金制度を脱退したものとみなします）

●在職中の「改定通知書」の年金額

年金額は受給権発生時点又は前記①～④の時点より前の加入期間を算定基礎として計算しています。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している年金者向広報「共済だより」6月号をご覧ください。

※退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は改定のルールが公的年金とは異なるため、今回は通知の対象になりません。

加入者貸付のご案内

福祉部 貯金・貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。

加入者貸付の詳細は、私学共済ホームページ「福祉事業」加入者貸付、「事務担当者用ページ」私学共済制度の刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

加入者貸付制度の概要

●貸付利率（令和4年4月1日現在）

変動金利 年1・26%
（災害貸付 年1・00%）

●貸付種類と金額

・一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療・介護貸付
標準報酬月額6か月相当額の範囲内
上限200万円

・教育貸付
標準報酬月額の12か月相当額の範囲内
上限500万円

・住宅貸付
申し込み時点での退職手当金額＋上乗せ額の範囲内
上限200万円

※貸付関係の書類類は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。

●貸付けの償還

借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）を開始します。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。貸付けの定期償還は口座振替をお勧めします。また、申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

●償還の確実性

退職時までに全額償還できる見込みがあることを確認してください。他の借入金や高額な貸付けにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、加入者に説明してください。

申し込みの流れ

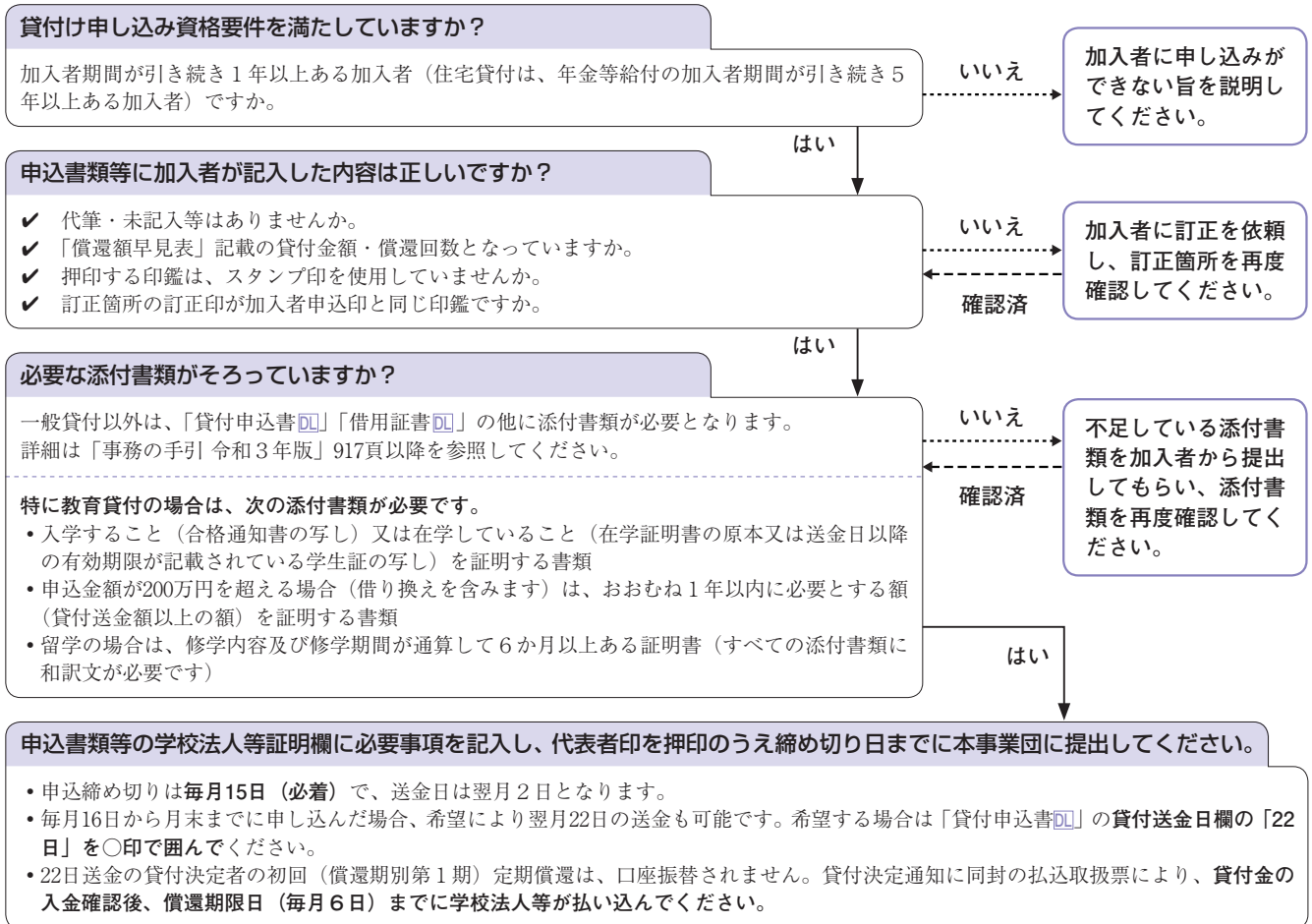
事務担当者は、貸付け申込時に図の事項を確認してください。

●申込時の注意事項

・申込書類等は締め切り日に対して余裕をもって提出するよう、ご協力ください。

・住宅貸付は申し込みの際に「団体信用生命保険制度」に任意加入できます。加入を希望する場合は、「だんしん告知書」の提出が必要です。

図 申し込みの流れ



共済定期保険・積立共済年金 令和4年度前期募集

募集期間6月1日(水)～30日(木) 私学事業団必着 福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険(きょうていほく)

●共済定期保険とは

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族の年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

現在、約6万名を超える加入人員のスケールメリットを活かした、お手頃な保険料で加入できます。

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

令和2年度配当率(参考)

家族年金コース (死亡保障)

約 **45.35%**

医療保障コース (入院保障)

約 **48.44%**

- 家族年金コース(死亡保障)・医療保障コース(入院保障)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します(期間脱退者には配当はありません)。
- 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は今後変動することがありますので、記載の配当金率は将来の支払いを約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

●前期募集

令和4年10月1日から加入できる前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。後期募集では、「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みを受け付けます。

家族年金コース・医療保障コース 医療費支援コース

共済定期保険の個人加入コースは、「家族年金コース」(死亡保障)への加入を条件として、その他のコースも加入することが出来ます。また、家族(配偶者・子ども)が加入できるコースもあります。加入者本人が同じコースに加入していることが条件となります。

「家族年金コース」、「医療保障コース」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が還付されますが、「医療費支援コース」には、配当金はありません(令和2年度配当率参照)。

●資料の送付

共済定期保険の募集資料等は、3年8月3日以後に新規・再資格取得し、4年4月18日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、個別封筒を5月下旬(「ブロック広報誌」春号

と同時期)に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすめプランを印字した「加入申込書」等を封入していますので、到着後、該当者に配付してください。その他の加入者には、共済定期保険関係書類(印字のない「加入申込書」等)を「ブロック広報誌」春号に同封していますので、希望者に配付してください。制度内容や申し込み方法等のお問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用フリーダイヤル
0120(716)267
(平日 9時～17時15分)

学校加入コース

学校法人等に所属する加入者に対し、業務中、業務外を問わず24時間保障します。学校加入コースは、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となつた場合に備える制度です。共済定期保険事業「家族年金コース」と同一契約で運営しているため、保険料のスケールメリットが得られます。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、全額損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

積立共済年金（つみきょう）

●積立共済年金とは

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができ、公的年金の補完的な制度です。

現在、約3万名を超える人が加入しています。この制度には、「税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）」と「自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）」の2コースがあり、コースごとに受給資格や受給方法が異なります。月払い掛金は2000円（2口）から10000円単位で設定できます。

また、積立金を増額するため、月払・半年払の掛金払い込み方法の他に一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退）時）の取り扱いができます。

掛金は、加入申込時に指定した本人名義の金融機関の口座から、自動振替により徴収します。

●資料の送付

「積立共済年金募集パンフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口

数変更申込書」は、5月中旬～下旬に「ブロック広報誌」春号と同時期に単独で送付します。

申し込み方法（共通）

共済定期保険は、「新規加入」の申し込みのみを受け付けます（既加入者の内容変更等は、後期申込期間内のみとなります）。

積立共済年金は、「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）及び支給条件等を確認し、手続きしてください。

送付先

〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-15
私学事業団
福祉部 貯金・貸付課貯金係

詳しく知りたい場合

学校を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに共済定期保険及び積立共済年金の制度の詳しい説明を行います。希望される場合は貯金・貸付課貯金係までお問い合わせください。

また、私学共済ホームページ「福祉事業」▼積立共済年金制度・共済定期保険事業」にも詳細を掲載しています。

令和4年度 生涯生活設計セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、教職員生涯福祉財団との共催により、加入者の退職後のセカンドライフを豊かで実りあるものにするための一助となるよう、「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。セミナーは、講義と実習を併用して行います。ぜひ参加してください。

●申し込み方法

次の①～⑦を明記のうえ、封書でお申し込みください。また、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」から申し込むこともできます。

- ①参加者氏名（年齢）
 - ②加入者記号番号
 - ③参加者の郵便番号・住所
 - ④参加者の電話番号
 - ⑤所属学校名
 - ⑥学校の電話番号・内線番号
 - ⑦希望日（第2希望まで）
- 申し込み・問い合わせ先
〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地
フロンティア四谷 6階
一般財団法人 教職員生涯福祉財団
「セミナー担当」

☎ 03（5368）1882

●申込締め切り日

6月14日（火）【必着】

※申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に参加者に連絡します。

●共催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

- 対象者
加入者とその配偶者
- 参加費
一名につき 2000円
- ※テキスト代・昼食代等を含みます。
- 時間
9時30分～17時
- 宿泊の手配・費用
各自で手配してください。費用は自己負担となります。

開催日・会場	募集人数
7月19日（火） 東京ガーデンパレス	各35名
7月25日（月） 東京ガーデンパレス	
7月28日（木） 大阪ガーデンパレス	
8月3日（水） 札幌ガーデンパレス	
8月8日（月） 東京ガーデンパレス	

令和4年度 第1回 私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会は、事務担当者に、私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。

全国のガーデンパレスで31回（「資格・短期」コース16回、「年金」コース15回）開催しますので、ぜひお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合は、私学共済ホームページでお知らせします。

●開催日及び会場等

7月5日（火）～8月5日（金）

※詳細は、4月分掛金等納付通知書（5月中旬送付）に同封する「開催案内（参加申込書付）」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼お知らせをご覧ください。

●参加対象者

学校法人等の共済事務担当者

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、テキスト及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1コースにつき10000円

●研修時間

9時30分～16時30分

●申し込み方法等

(1) 研修コース

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。

ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込むことはできませんので注意してください。

(2) 申し込み方法・期限

開催案内の「令和4年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月31日（火）【必着】までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

(3) 参加通知

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。

・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。

・応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

支給対象となる傷病とならない傷病

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費の支給対象となる傷病とならない傷病があります。

●支給対象となる傷病

・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

●支給対象とならない傷病

・単なる肩こり
・スポーツ等による筋肉疲労
・病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
・単なるマッサージ代わりの利用など
・症状改善がみられない長期の施術

施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給対象かどうか確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書（加

入者ごとに封入されています）を学校法人等宛てに送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

●主な照会内容

・施術した負傷の原因
・通院期間
・施術した部位

●照会の回答方法

・施術内容の照会を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けた所で交付された施術日の領収書などから、分かる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨を記入してください。

・記入した回答書は、同封の返信用封筒で郵送してください。宛て先は本事業団の委託先（令和4年度は株式会社オークス）となります。

●よくある問い合わせ

Q1 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するので

すか。

A1 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q2 照会文書は誰が回答するのです

か。

A2 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

加入者・被扶養者にかかる マイナンバーの報告(お願い)

業務部 資格課

「資格取得報告書^{DL}」及び「被扶養者認定申請書」に記入された加入者・被扶養者のマイナンバーは、オンライン資格確認や情報連携(届出書類等の添付書類省略など)に使用されます。各用紙の記入欄には、本人確認を行ってうえで、誤りのないよう正確に記入してください。加入者・被扶養者の本人確認方法等の詳細は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」に掲載している「マイナンバー更新連絡票^{DL}」の提出上の注意欄から「資格取得報告書・被扶養者認定申請書」へのマイナンバー記入に関する留意事項を参照してください。

●訂正や変更の手続き

記入した加入者、被扶養者情報(氏名漢字・カナ・生年月日・性別)に誤りがあると、正しいマイナンバーの報告があっても収録できません。加入者、被扶養者情報の訂正や変更をするときは、「加入者異動報告書^{DL}」・「被扶養者異動報告書^{DL}」により速やかに届け出てください。また、加入者・被扶養者のマイナンバーが変更になった場合や新たにマイナンバーが交付された場合は、「マイナンバー更新連絡票^{DL}」により届け出をしてください。

私学共済ホームページ ログインページのご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページには、事務担当者用と加入者用のログインページがありますので、ご利用ください。

私学共済ホームページのURL
<https://www.shigakukyosai.jp/>



事務担当者用ページの掲載内容

●共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュールと概要及びQ&A等

●事務担当者の基礎知識

標準処理期間、新しく加入者になる皆さんへ、退職する皆さんへ

●資格関係

電子媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書等

●年金関係

老齢・退職の年金の請求案内等

●福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導に関する情報、私学健康経営支援サイト等

●私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等

※ユーザー名・パスワードは本誌14頁を参照してください。

加入者用ページの掲載内容

●私学共済制度の概要等

資格取得からの手続きフロー、新規加入者向けリーフレット、退職者向けリーフレット等

●私学共済制度の刊行物

加入者向け広報「レター」、私学共済ブック等

●福祉事業のご案内

契約施設検索、メンタルヘルス等相談サービス、各種割引事業、郵送検診等

※ユーザー名・パスワードは、本誌14頁又は「私学共済ブック2022・2023」215頁を参照してください。

私学共済ホームページ 契約施設検索機能を 活用してください

福祉部 保健課
広報相談センター 広報班

契約施設とは

私学事業団では全国の宿泊施設やレジャー施設等と契約しており、加入者(任意継続加入者を含みます)及びその被扶養者は利用料金の割引を受けることができます。また、一部の施設(健康増進宿泊施設、厚生施設)は、補助券を使用することで利用料金の一部が補助されます。使用時の注意点は、「私学共済ブック2022・2023」をご覧ください。

契約施設検索の掲載内容

契約している施設を探す際には、私学共済ホームページ(加入者用ページ)▼福祉事業のご案内に掲載している、契約施設検索を活用してください。

都道府県や用途(人間ドッグ契約健診施設、健康増進宿泊施設等)に応じた絞り込み検索ができます。

契約施設の内容は随時更新しますので、最新の情報を確認することができます。

※閲覧には加入者用ページのユーザー名・パスワードを入力してログインしてください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月25日(水)【必着】です。
貯金関係の書類の送付先は、以下のとおりです。誤り
のないよう注意してください。

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 貯金係

【福祉部 貯金・貸付課】

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧
表を、5月20日(金)に学校法人等宛てに発送します。
該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算
して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たる
人です。

※令和2年度発行分の有効期限は、5年3月31日まで特
別延長します。

【福祉部 保健課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入
者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険
会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加
入)です。住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してくだ
さい。

【福祉部 貯金・貸付課】

貸付けの申込締め切り日に
ご注意ください

6月2日(木)送金分は5月13日(金)が申込締め
切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・
日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意し
てください。

【福祉部 貯金・貸付課】

レターデジタル版をご利用ください

レターデジタル版は、私学共済ホームページ〔トップ
ページ〕の「レター」のアイコンをクリックして閲覧す
ることができます。掲載場所を加入者の皆様に伝えてい
ただくことで、私学共済制度の内容や手続きなどをお知
らせすることができます。ぜひ活用してください。

※閲覧には加入者用ページのユーザー名とパスワードを
入力してログインしてください。ユーザー名とパス
ワードはINFORMATION右上又は「私学共済ブック
2022・2023」215頁をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

子ども・子育て拠出金率は据え置きです

令和4年4月分(5月末納期限)からの子ども・子育
て拠出金率は、現行の0.36%に据え置きとなりました。

【業務部 掛金課】

5月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 3月調定分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 4月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	特健 特定健診結果データ提出期限 (令和3年度最終・必着) 貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 4月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金等 4月調定分納期限 貸付 6月22日送金申し込み締め切り

6月の共済業務スケジュール

1日(水)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 5月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 7月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

人事異動

職員の()内は前職

◆役員

理事

令和4年3月31日付

退任 小谷隆之

令和4年4月1日付

新任 松尾勝

理事(非常勤)

令和4年4月1日付

再任 川並弘純

◆本部職員

令和4年4月1日付

審議役 白井秀樹
(財務部長)

財務部長 北村博史
(審議役)

福祉部長 酒井浩二
(東京臨海病院事務部長)

施設部長 陣場章
(湯島会館館長)

広報相談センター長 山内克也

(文部科学省(放送大学学園参事役(兼)学務部学習センター支援室長))

財務部次長(システム管理室次長併任)

岡田綾子

(財務部次長)

助成部次長 針沢一秀

(システム管理室次長)

企画室参事 佐藤周

(経理第一課長)

企画室参事(共済業務) 臼井麻理子

(主計課長)

人事課長 廣田聖志

(企画室参事(共済業務))

監査室参事 篠原智美

(経理第二課長)

主計課長 貴家浩之

(人事課長)

経理第一課長 三島木武

(補助金課課長補佐)

経理第二課長 浅原直実

(広報班長)

私学情報室長 南浩司

(経営支援室長)

経営支援室長 新倉健二

(私学情報室長)

掛金課長 斎藤敏

(年金第一課長)

年金第一課長 瀬谷光浩

(年金第二課長)

年金第二課長 磯村圭希

(年金第二課課長補佐)

広報班長 二井ひろ子

(広報班主幹)

◆東京臨海病院

令和4年4月1日付

副院長 山口朋禎

(中央施設部長)

中央施設部長 五藤倫敏

(外科部長)

看護部長 佐々木誠子

(副看護部長)

事務部長 松尾広澄

(企画運営役)

◆会館

令和4年4月1日付

湯島会館館長 廣田浩一

(広報相談センター長)

広島会館館長 田中修

(愛知会館管理部長)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

■提出期限 令和4年5月31日(火)

(調査対象:大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人)

※【 】は調査票区分を表しています。

①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】

②役員数・役員個人票【075】

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】

④入学選抜区分別入学志願者等学生数(大学等)

【111、112、113、114、117、118、119、121】

⑤編入学及び通信教育にかかる学生等数【115、120】

⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金

(高等学校～各種学校)【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数(大学院担当等)・職員内訳

【211、212、213、214】

⑨大学等専任教職員個人票(大学等)

【220、230、240、250】

詳しくは、「令和4年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』」をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、
2番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com>

京都 貴船川床 夕涼みプラン 《貴船までの往復送迎付き》

京の奥座敷・貴船では川面のすぐ上に用意された床で、旬の食材を使った食事が楽しめるプランです。

1泊2食(2名1室／1名様)スタンダードツインルーム16,800円～

取扱期間：令和4年7月1日～9月27日

【行程】17:50ホテル出発→貴船で夕食→21:00ごろ帰館

※2名様から予約を承ります。

※雨天、川の増水時などは貴船現地施設(屋内)での夕食になります。

※京都市宿泊税200円が別途必要になります。



京会席(イメージ)

葉山 相 洋 閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
JR「逗子」駅前バスターミナル②番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

相模プラン

相模湾に面した葉山公園は、夕日で茜色に染まった空をバックに江の島や富士山のシルエットが美しい絶景スポットです。

ぜひお出かけください。

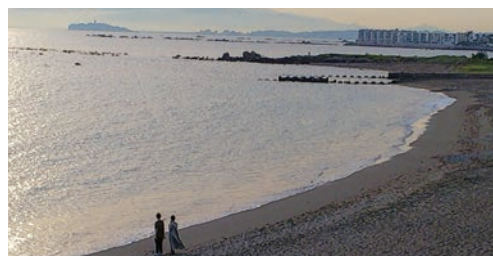
1泊2食(2名1室／1名様)

11,500円

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※1名1室でご利用の場合、1,000円の割り増しとなります。

※令和4年度のプール営業は中止となります。



初夏の県立葉山公園

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率の優遇

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**

園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額の優遇

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%

→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください
部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利（令和4年4月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 1.10	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.45
寄宿舎などの建築・用地取得	1.20	0.90	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.33

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp